

令和3年2月12日

お客さま 各位

## 「未利用口座管理手数料」新設のご案内

平素は、当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、令和3年4月1日（木）以降に新たに開設いただく普通預金口座（総合口座を含みます。）のうち、一定期間ご利用がない口座に対して「未利用口座管理手数料」を新設させていただくことといたしました。詳細は下記のとおりとなります。

なお、「未利用口座管理手数料」は、長期間未利用の状態となった口座に対して適用させていただくものであり、日常の入金、出金および口座振替等をご利用いただいている口座が対象となるものではありません。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 記

対象となる口座	次のすべてに該当する普通預金口座（総合口座を含みます。） ただし、亡くなられたお客さまおよび郵送した案内が返送されたお客さまの口座は除きます。 ① 令和3年4月1日（木）以降に開設された普通預金口座 ② 最後の預入または払戻しから2年間、一度も預入または払戻し（利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）がない普通預金口座 ③ 残高が1万円未満の口座 ④ 当金庫に次の取引がないお客さまの口座 ・定期性預金、借入（カードローン契約を含みます。）預かり資産（投資信託、国債等）
手数料金額	年間1,320円（消費税を含みます。）
その他	残高不足により未利用口座管理手数料の引落しができなかった場合は、残高全額を未利用口座管理手数料の一部としていただき、 <u>当該口座を自動的に解約させていただきます。</u>

以上